

山梨県庁舎エレベーター内広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県広告事業実施要綱及び山梨県広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めがあるもののほか、山梨県庁舎エレベーター内に掲出される広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出位置、規格)

第2条 広告の掲出位置は、山梨県庁舎エレベーター内の県が指定する位置とする。

2 広告の大きさは、日本産業規格A列1番（A1版）以内とする。

(広告掲出の基準)

第3条 広告は、掲載基準を満たさなければならない。

(広告の募集条件)

第4条 広告の掲出枠数、掲出期間、予定価格等の募集条件は、行政経営管理課長が別に定める。

(広告主等)

第5条 この要領において、「広告主等」とは、本要領に基づき広告の掲出を希望する民間事業者（広告取扱事業者を含む。）で、県との間で広告の掲出に係る契約を締結しようとする者をいう。

2 広告主等は、県に、広告の掲出に係る費用（以下「広告掲出料」という。）を支払わなければならない。

(広告主等の責務等)

第6条 広告主等は、広告の内容等がこの要領に違反することがないよう努めなければならない。

2 広告主等は、第三者から広告の内容に関し苦情が寄せられた場合その他県が必要と認める場合は、事実関係を確認し、その結果を県に書面で報告しなければならない。

3 広告主等は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

4 広告主等は、広告の掲出により第三者に損害を与えたときは、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、広告主等は、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(広告主等の募集及び選定)

第7条 広告主等は、公募の方法により選定する。

2 広告主等の選定を受けようとする者は、別に定める日までに、別に定める山梨県庁舎

エレベーター内への広告掲出申込書を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申込みを受けたときは、別に定める順位により広告主等を選定する。この場合において順位の優劣を判断することができないときは、県が行う抽選による。
- 4 知事は、選定の状況に応じ、掲出組数、掲出期間及び掲出位置について、申込者と協議することができる。
- 5 知事は、第三項の規定により広告主等を選定してもなお広告枠に空きが生じるときは、広告主等を隨時募集することができる。この場合における広告主等の選定は、先着順とする。
- 6 知事は、第三項及び前項の規定により広告主等を選定したときは、速やかにその旨を選定された者に通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知を受けた者は、自らが暴力団又は暴力団の構成員でない旨の誓約書を添付して、広告の掲出に係る行政財産の使用許可を申請しなければならない。
- 8 前項の申請をした者が、当該申請に係る使用許可を受けたときは、県は、その受けた者と、契約を締結するものとする。

(広告の原稿の事前提出)

第8条 広告主等は、別に定める日までに、広告の原稿を県に提出するものとする。ただし、県が必要と認める場合はこの限りでない。

- 2 広告取扱事業者は、前項の規定により広告の原稿を提出する場合、県が必要と認めるときは、広告主になろうとする者から暴力団又は暴力団の構成員でない旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。

(広告の掲出等)

第9条 知事は、前条の規定による広告の原稿の提出を受けたときは、掲載基準に基づき審査を行い、広告の掲出の可否を決定する。

- 2 知事は、前項の規定により提出された広告の原稿が掲載基準を満たしていないと判断した場合は、広告主等に修正を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定により広告の掲出を可としたときは、掲出開始日に広告を掲出するものとする。

(広告の変更)

第10条 広告は、別に定める範囲で変更することができる。ただし、県が必要と認める場合はこの限りでない。

- 2 広告主等が広告を変更しようとするときは、前二条の規定を準用する。

(広告の取下げ)

第11条 広告主等は、自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

- 2 広告主等は、前項の規定により広告を取り下げるときは、書面により県に申請しなければならない。

3 第1項の規定により広告の掲出が取り下げられた場合であっても、広告掲出料は減額又は還付しない。

(広告掲出決定の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、第9条第1項による広告掲出決定を取り消すことができる。

(1) 広告主等が契約で定める日までに広告掲出料を納付しないとき。

(2) 当該広告が掲載基準を満たさなくなったと認められるとき。

2 前項の規定により、広告掲出決定を取り消した場合であっても、広告掲出料は減額又は還付しない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の掲出に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成30年1月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和3年1月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和3年3月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和4年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和5年1月12日から施行する。